SUPPORT NOTEBOOK





犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

SUPPORT NOTEBOOK

被害者手帳

～犯罪被害、交通事故にあわれた方へ～

島根県警察

令和8年11月発行

目　次

1　この手帳の使い方 …… 1

2　被害による心身への影響とその対応 …… 2
- 被害にあわれた方へ …… 2
- ご家族等の周囲の方へ …… 5

3　被害にあったこと（事件等）の記録 …… 6

4　困っていること、知りたいこと（チェックリスト） …… 9

5　主な相談機関・窓口の連絡先 …… 15
- 被害者等のための総合相談 …… 15
- 犯罪被害等に関する相談 …… 17
- 民間団体の支援に関する相談 …… 18
- 刑事手続に関する相談 …… 18
- 法的支援に関する相談 …… 19
- 心の健康に関する相談 …… 20
- 性犯罪・性暴力被害に関する相談 …… 21
- 配偶者からの暴力（DV）に関する相談 …… 21
- 更生保護における相談 …… 22
- 暴力団犯罪に関する相談 …… 22
- こどもに関する相談 …… 23
- 交通事故事件に関する相談 …… 24
- インターネット上の誹謗中傷等に関する相談 …… 26
- 奨学金等に関する相談 …… 27

6　刑事手続の流れ …… 28
- 一般的な刑事手続（犯人が 20 歳以上の場合） …… 29
- 犯人が 14 歳以上 20 歳未満の場合 …… 33
- 犯人が 14 歳未満の場合 …… 34

7　関係機関等との連絡の記録 …… 36
・警察に関する記録 …… 36
・検察庁に関する記録 …… 41
・裁判所に関する記録 …… 43
・総合的対応窓口・犯罪被害者等支援コーディネーターに関する記録…… 45
・民間団体に関する記録 …… 48
・弁護士に関する記録 …… 50
・加害者に関する記録 …… 52
・医療機関に関する記録 …… 55
・報道機関に関する記録 …… 56
・その他の記録 …… 59

8　被害者等が利用できる支援制度 …… 64
・警察に関する制度 …… 64
・弁護士に関する制度 …… 69
・検察庁に関する制度 …… 71
・刑事裁判に関する制度 …… 73
・刑事裁判に参加する制度 …… 76
・少年事件に関する制度 …… 77
・医療観察審判に関する制度 …… 78
・裁判後の制度 …… 79
・島根県の制度 …… 81
・島根被害者サポートセンターの制度 …… 82
・社会保障の制度 …… 83
・福祉関係の制度 …… 85
・就学・修学に関する制度 …… 88
・税に関する制度 …… 89
・就労に関する制度 …… 91
・自動車保険に関する制度 …… 92
・その他の制度 …… 94

1 この手帳の使い方

この手帳は、「被害者手帳」といいます。

この手帳は、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方（被害者等）に必要と思われる情報をお知らせし、それぞれが抱えておられる様々な不安や問題に気づき、相談していただくとともに、支援する担当者と一緒に対応していくために使っていただくものです。

● 書きたいところを書く

手帳は、被害の記録や、あなたの困りごと等を書き込めるようになっています。どこから書くか、何を書くかはあなたの自由です。我慢してつらいことを書く必要もありません。書きたいと思えるところから書いてみてください。誰かと相談しながら一緒に書いてもかまいません。

● 説明の代わりに見せる

支援窓口等では、被害にあった事実やあなたの状況を伝える必要があります。そのようなときに、できるだけ同じ説明をしなくても済むように、この手帳を相手に見せることもできます。

● 支援の経過等を記録する

あなたの支援には、様々な機関・団体が関わります。いつ、誰と、どのようなやりとりをしたか、今後何をすればよいかなどを記録しておくことができます。受け取った名刺や資料等を貼っておくこともできます。

● 管理に気をつける

手帳にはあなたの個人情報等が含まれています（住所や名前等の欄を記入しなくてもかまいません。）。紛失しないよう十分に注意してください。また、必要なときに、必要な人にだけ見せるようにしましょう。

もし、数年後に支援が必要になったときにも、当時の状況や担当者がわかることで、あなたの役に立つかもしれません。

この手帳は、あなた自身が保管する、あなたのための支援の「カルテ」です。



2 被害による心身への影響とその対応

被害にあわれた方へ

● 心身への影響

犯罪被害を受けた後は、心や体に不調が起こることがあります。これは異常なことではなく、突然、大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることです。

同じ体験をしても、一人一人生じる不調や反応には個人差があります。また、同じ人であっても、時間の経過や環境によって変化していくこともあります。

被害後にあなたの心身に何が起きているのかを知ることは、これから少しずつ安心を取り戻していくためにも大切です。

【このような心身の不調はありませんか?】

＜心理面への影響例＞

- つらい記憶が頭から離れない
- 感覚・感情が麻痺する、現実感がなくなる
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力が落ちる
- 自己評価が低下する
- 他人や社会に対する信頼感の喪失
- 自分は無力と感じてしまう
- 生きていくことがつらいと感じてしまう
- いろいろな感情がわいてきて、自分ではコントロールできない

＜身体面への影響例＞
- 食欲がない、食べ過ぎてしまう
- 吐き気がする
- 頭痛がする
- 下痢、便秘になる
- めまいがする
- 過呼吸になる

＜日常生活や仕事・学校への影響例＞
- 眠れない
- 悪夢を見る、眠りが浅い
- 人の多い場所が怖くて外に出られず、自宅にひきこもる
- 被害を思い出す物や場所等を避ける
- 人間関係がうまくいかなくなる
- 特定の日（事件等と関連のある日等）になると不安になる
- お酒やたばこの量が増える
- 一人になるのが怖い
- 自傷行為をしてしまう

＜お子さんの場合の例＞
- これまでできていたことができなくなる
- 甘えが強くなる（赤ちゃんがえり）
- 勉強や遊びに集中できなくなる
- 親の後をいつもついてきて離れない
- 普段よりはしゃいでいる、落ち着きがない
- 発熱、腹痛、頭痛等の体調不良があらわれる

あなたが心や体に今感じていること、困っていることは何ですか？
まずは P9 に書き留めてみましょう。

● 被害後の生活～ご自身をいたわる気持ちを大切に～

【心身の回復】

被害後は、まずは生活の立て直しが優先されるかもしれませんが、こころの回復も段階的に進んでいくと言われています。

まず、心身の安全が確保されることから始まります。心身の安全が実感できるようになると、自分の身に起こった出来事を振り返り、少しずつ過去のものとして位置づけることができるようになります。

その後、自分や他人への信頼感を取り戻し、つながりを再認識できるようになっていきます。

そして、社会とのつながりを感じられるようになり、再び人生の希望や意欲がわいてきます。

【回復に役立つこと】

心身の不調は、時間とともに少しずつ落ち着いていくと言われていますが、回復の道のりは人それぞれです。

次のような方法を参考にして無理を重ねないようにしましょう。

- 自分一人で頑張りすぎず、信頼できる人や相談窓口に話をしてみる
- 疲れたらゆっくり休む
- なるべく栄養と休息をとることを心がけ、無理をしない
- ゆっくり深呼吸をしてみる
- 自分がリラックスできると思うことをしてみる
  （好きな香りをかぐ、ストレッチをする、お風呂に入る、おいしいものを食べる、好きなものを見る、ペットと触れあう等）
- 日常生活に支障がある場合には、精神科や心療内科を受診する

ご家族等の周囲の方へ

ご家族等の周囲の人からの支えは、被害者等の方にとって回復への大きな力となります。

例えば、次のようなことが被害者等の方の支えになります。

【被害にあって間もないとき】

- そばに付き添う
- 食事や宿泊場所等の身の回りのことに気を配る
- 被害者の気持ちや反応が自然なものであることを伝える
- 被害者が被害時の自分の行動を責めたり、ご家族が被害時に被害者の近くにいなかったこと等で自分を責めていたら、罪悪感を持つ必要がないことを伝える
- 被害者から被害の話を無理に聞き出さないようにする
- 被害者が話したいときには、その話に耳を傾ける
- 気分の落ち込みがひどいとき、食事や睡眠がとれない状況が続くときには、医師や専門機関への相談を勧める

【被害後しばらく経ってから】

- 被害者の気持ちを理解するように努める
- 被害者が抱える様々な悩み等の相談相手になる
- 家事や育児、介護等の生活の手伝いをする
- 警察や病院等へ付き添う
- 仕事や学校の問題に対処する手助けをする

周囲の方も、身近な人の被害に戸惑ったり、傷ついたりすることもあるかと思います。ご自身をいたわり、必要に応じて、カウンセラー等の専門家や相談窓口等に相談しましょう。

3 被害にあったこと（事件等）の記録

● 被害の状況（書きたいと思うところを記入してください。）

事件の発生日時

年　月　日（　）　午前・午後　時　分頃

事件の発生場所

被害にあった方

住所：

名前：

生年月日：　年　月　日（被害当時　歳）

連絡先：

あなたとの関係：

罪名

□殺人　□殺人未遂　□暴行・傷害　□性犯罪・性暴力

□交通事故事件（□死亡　□負傷）□その他（　）

被害届の受理番号（警察署名、受理年、番号）

（交通事故事件については、自動車安全運転センターが交通事故証明書を発行しています。）

具体的内容（負傷等の状況、地図等）

※ 加害者については、P52 ～に記入欄があります。

● 家族構成図（ジェノグラム）

（記入例）

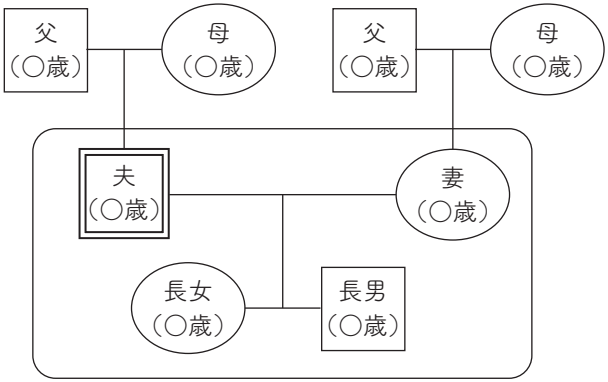

（記号）

□：男性
○：女性
□○：被害にあった方
※ 同居している家族を線で囲む

MEMO

あなたの自由に使用してください。
受け取った資料も貼っておきましょう。

4 困っていること、知りたいこと

心や体のこと

- □眠れない
- □食事が取れない
- □腹痛、頭痛がある
- □持病が悪化した
- □呼吸が苦しくなる
- □気分が落ち込む
- □自分を責めてしまう
- □恐怖や不安を感じる
- □何もする気にならない
- □少しの物音にも驚いてしまう
- □周りの人が信じられない
- □こどもの体調が心配
- □精神科等を受診したい
- □カウンセリングを受けたい
- □医療費が心配
- □一人で通院するのが不安
- □
- □
- □

- 不調が続く場合には、一人で悩まず、医療機関や専門家に相談しましょう。
- 警察では、被害者等の方の心のケアのため、専門職員を配置しています。また、民間のカウンセラーや精神科医の診療にかかる費用を公費で支出する制度もあります。
- 島根被害者サポートセンターでも、心の負担が大きい被害者等の方に、カウンセリング支援を行っています。
- 性犯罪・性暴力被害の場合は、性暴力被害者支援センター『たんぽぽ』で臨床心理士によるカウンセリングを受けることができます
- 島根県立心と体の相談センターの「心のダイヤル」では、精神的不安や悩みなど心の健康についての相談を受け付けています。

▷ 詳しくはP15・64～

安全の確保のこと

□家に住める状態ではない
□転居したい
□一時的に泊まる場所がほしい
□仮住まいを探している
□再被害が不安
□住所を知られたくない
□
□
□

……
……
……
……
……
……
……
……
……
……
……
……
……
……
……
……

- 被害にあった場所によっては、自宅に住み続けられなくなることもあります。
  警察では、一定の要件を満たす場合に、一時避難にかかるホテル等の宿泊費用を公費で負担する制度があります
- 自宅に住むことが困難となった方に対して、公営住宅への入居に関して配慮がなされることがあります。
- 民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、県知事が指定する居住支援法人による住まいや暮らしに関する相談対応や情報提供を行っています。
- 警察では、加害者から再び被害を受けるおそれがある方の再被害を防止する対策を行っています。
- 性犯罪等の一定の事件においては、捜査から判決後に至るまで、被害者の氏名等の情報を秘匿・保護する制度があります。また、DV等の被害者の方については、住民票の写しの交付等の制限措置があります。

日常生活のこと

□仕事・学校に行けない
□職場の休みを取りたい
□仕事を続けることが難しい
□転職したい
□転校・転園したい
□育児・養育が難しい
□介護が難しい
□家族との関係が悪化した
□
□
□

- 精神的なショック、通院、捜査や裁判の対応等により、仕事を続けることが難しくなるかもしれません。お勤め先によっては、被害回復のための休暇制度等を設けていることがあります。
- 仕事を始めたいときは、就労に向けた支援や就職先について相談する窓口があります。
- 学校生活や転校に関することは、通っている学校やお住まいの教育委員会が相談窓口になります。
- 被害にあった後は、身の回りの家事、育児、介護等が困難になることや、家族との関係に変化が生じることもあります。あなたの困り事やご家庭の状況に応じて利用できる市区町村等の生活支援サービスがあります。

経済的なこと

□収入が減って不安
□急な出費があり生活が苦しい
□住宅ローン、家賃が払えない
□給付金・見舞金の手続が知りたい
□医療費が払えない
□保険の手続がわからない
□
□
□

- 被害にあった後も日々の生活が続いていく中で、思いもよらない支出の増加や収入の減少により、家計が苦しくなることがあります。
- 一定の犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に対して、国が給付金を支給する犯罪被害給付制度があります。
- 島根県や一部の市町村には、殺人、傷害等の被害者等に見舞金を支給する制度があります。
- 交通事故事件の場合や、業務上又は通勤中の傷病の場合には、保険により補償を行う個別の制度があります。
- そのほか、公的保険・年金、各種手当等、それぞれの要件に応じて経済的な負担を軽減する制度があります。

法的な対応のこと

□法的なことを相談したい
□犯罪被害に詳しい弁護士に依頼したい
□加害者に損害賠償を請求したい
□加害者から示談の申し出があり相談したい
□加害者・加害者の弁護士への対応がわからない
□取材・報道してほしくない
□インターネット・ＳＮＳでの誹謗中傷に困っている
□
□
□

- 法的な手続や加害者側との交渉、報道対応等には、弁護士等の支援を受けることが考えられます。被害者等の方が経済的に余裕がない場合でも、こうした支援を受けられるようにする制度が設けられています。
- 法テラスには、被害者等の方が、弁護士による無料法律相談や刑事・民事手続等の援助を受けられる各種制度があります。
- 島根被害者サポートセンターには、犯罪被害者支援に理解のある弁護士による無料法律相談の支援制度があります。
- 交通事故事件の場合の損害賠償については、(公財) 日弁連交通事故相談センターで面接や電話相談を行っています。
- たくさんの記者が取材に来て対応できない、取材を断りたいときは、自宅の玄関等に張り紙をして、取材に応じられない意思を伝えることができます。弁護士等を通じて地元の記者クラブに「断りたい」と伝えることもできます。
- インターネット上の誹謗中傷等に対しては、投稿の削除等に関する各種相談窓口があります。
- 性犯罪・性暴力の被害の場合は、性暴力被害者支援センター『たんぽぽ』でも弁護士による法律相談を受けることができます。

捜査・裁判等のこと

□関係機関（警察、検察庁、裁判所等）への付添いをしてほしい
□捜査の状況を知りたい
□事件の処分結果や裁判の日程・結果等が知りたい
□刑事裁判に関与したい
□刑事裁判で加害者への質問や意見を言いたい
□刑事裁判が不安
□判決後の加害者の状況を知りたい
□判決後の加害者に自分の心情等を知ってほしい
□
□
□

- 被害後は、捜査や裁判等の刑事手続が進んでいきます。また、刑事手続の中で、捜査や裁判等のために様々なご協力をお願いすることもあります。警察官や検察官からの説明でわからないことがあれば、確認することが大切です。
- 島根被害者サポートセンターでは、警察や検察庁、裁判所等への付添い支援を必要に応じて行っています。
- 刑事手続の段階に応じて、警察や検察庁から、事件の状況や裁判に関する情報をお知らせする制度があります。
- 刑事手続等において、被害者等の方が利用できる各種制度があります。
- 裁判が終わった後は、加害者の処遇状況等について情報提供を受ける制度や自分の心情を加害者に伝えるなどの制度があります。

▷ 刑事手続の流れはP28～

5 主な相談機関・窓口の連絡先

被害者等のための総合相談

● 島根県（総合的対応窓口）

島根県は、被害者等の方のための総合的対応窓口を設置し、相談への対応や地方公共団体等の制度、その他の関係機関・団体が行っている支援等に関する情報提供を行っています。

また、総合的対応窓口では、犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、被害者等の方との面談により要望や困り事等をお聞きした上で、支援に関わる複数の関係機関・団体と連携し、ニーズに応じた支援をスムーズに提供するための連絡、調整を行っています。

島根県環境生活総務課　消費とくらしの安全室
電　話　0852−28−7830
ＦＡＸ　0852−32−5918
E-mail　shohishitsu@pref.shimane.lg.jp
【受付時間　月～金 8:30 ～ 17:15（※祝日・年末年始を除く）】

● 市区町村（総合的対応窓口）

各市区町村にも被害者等の方のための総合的対応窓口が設けられており、生活支援のための各種制度・サービスの相談対応や情報提供等を行っています。（市町村により、サービスや支援の内容が異なります。

（被害者やそのご家族等がお住まいの市町村の連絡先）

市区町村	窓　　口	電話番号	メ　　モ

【島根県内の市町村における犯罪被害者等支援のための総合的対応窓口】

市区町村	窓　　口	電話番号等
松江市	家庭相談課	0852-55-5210
浜田市	防災安全課	0855-25-9122
出雲市	防災安全課	0853-21-6548
益田市	福祉総務課	0856-31-0664
大田市	人権推進課	0854-83-8038
安来市	総務課	0854-23-3015
江津市	総務課	0855-52-7927
雲南市	総務課	0854-40-1021
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	総務課	0854-76-2211
川本町	町民生活課	0855-72-0632
美郷町	総務課	0855-75-1211
邑南町	総務課	0855-95-1111
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165
海士町	総務課	08514-2-0113
西ノ島町	総務課	08514-6-0101
知夫村	総務課	08514-8-2211
隠岐の島町	地域振興課	08512-2-8570

犯罪被害等に関する相談

● 島根県警察



事件を担当する警察署や以下の窓口で、被害者等の方からの様々な相談に応じています。

- **警察相談専用電話**

  警察に対する相談全般を受け付けています。

☎ ＃ 9110 又は 0852-31-9110	【受付時間】月～金曜 8:30 ～ 17:15 （※受付時間外は当直員が対応）

※「#9110」は、電話をかけた地域を管轄する都道府県警察の相談窓口につながります。

- **性犯罪被害相談電話（性犯罪 110 番）**

  性犯罪に関する相談を受け付けています。

☎ ＃ 8103（ハートさん） 又は 0120-110-267	【受付時間】月～金曜 8:30 ～ 17:15 （※受付時間外は当直員が対応）

※「＃ 8103」は、電話をかけた地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながります。

- **少年相談窓口（ヤングテレホン／けいさつ・いじめ 110 番）**

  少年に関する相談を受け付けています。

☎ 0120-7867-19（なやむなトーク）	【受付時間】月～金曜 8:30 ～ 17:15 （※受付時間外は当直員が対応）

- **ストーカー相談窓口**

  ストーカーに関する相談を受け付けています。

☎ 0852-24-9110	【受付時間】月～金曜 8:30 ～ 17:15 （※受付時間外は当直員が対応）

- **暴力団犯罪等相談窓口**

  暴力団等に関する困り事や被害等の相談を受け付けています。

☎ 0852-21-9302	【受付時間】月～金曜 8:30 ～ 17:15 （※受付時間外は当直員が対応）

民間団体の支援に関する相談

● 島根被害者サポートセンター（犯罪被害者等早期援助団体）

島根被害者サポートセンターは、島根県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間団体です。被害直後から中長期的に被害者等の方を支援するため、

- 犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談
- 病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い
- 法律相談
- カウンセリング

等の活動を行っています。

（公社）島根被害者サポートセンター	☎ 0120-556-491 （ココロノスクイ） メール：shimane-vsc.or.jp	【受付時間】月～金 10:00～16:00 （※祝日・盆・年末年始を除く）
犯罪被害者等相談電話（全国共通ナビダイヤル）	☎ 0570-783-554 （なやみはここよ）	【受付時間】毎日 8:00～21:00 （※12/29～1/3を除く）

刑事手続に関する相談

● 検察庁

被害者等の方からの刑事手続に関する相談や各種手続の支援等を行っています。また、専用電話として被害者ホットラインを設置し、被害者支援員等が対応しています。

松江地方検察庁（被害者ホットライン）	☎ FAX 0852-32-6701 メール：ppo33-matsue_hotline@i.kensatsu.go.jp	【受付時間】月～金 8:30～17:15 （留守番電話・FAX・メールは、24時間受け付けています）

法的支援に関する相談

● 日本司法支援センター（法テラス）

被害者等の方に対し、被害者支援を行っている機関・団体の相談窓口の案内や、刑事手続や裁判等の流れの説明、損害の回復・苦痛の軽減を図るための制度の紹介といった情報提供を行っています。

また、犯罪被害者支援ダイヤルでは、被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介のほか、法テラスが行っている法的支援についてのご案内や利用の申込みも行っています。

犯罪被害者支援ダイヤル	☎ 0120-079714 （なくことないよ）	【受付時間】月～金 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）
法テラス島根	☎ 0570-078-358	【受付時間】月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）

● 弁護士会

被害者等の方に弁護士による法律相談（電話相談や面接相談）を行っています。示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等のほか、捜査機関・司法機関への対応（検察官からの説明や裁判傍聴の同行等）、報道機関等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集等様々な相談に対応しています。

ひまわりお悩み 110 番	☎ 0570-783-110 ※最寄りの弁護士会の法律相談センターにつながります。	
島根県弁護士会	＜会場＞	
・松江法律相談センター	島根県弁護士会	☎ 0852-21-3450 ※電話での事前予約が必要です。
・出雲法律相談センター	出雲市内の法律事務所	
・島前法律相談センター	別府至誠館 海士町役場 知夫里島開発総合センター	
・石見法律相談センター	石見法律相談センター 大田市人権センター 益田市人権センター	☎ 0855-22-4514 ※電話での事前予約が必要です。

心の健康に関する相談

● こころの健康相談統一ダイヤル

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施しているこころの健康電話相談等の公的な相談機関に接続する全国共通の電話番号です。

こころの健康相談統一ダイヤル	☎ 0570-064-556 （おこなおう まもろうよ こころ）	**【受付時間】** **自治体によって異なる**

● 心のダイヤル（島根県立心と体の相談センター）

心の悩み、不安等の心の健康に関する相談等に対応しています。

心のダイヤル	☎ 0852-21-2885	**【受付時間】月～金 9:00～17:00** （祝日・休日を除く）

● いのちの電話

心の悩み、不安等の心の健康に関する相談等に対応しています。

島根いのちの電話	☎ 0852-26-7575	**【受付時間】日～金 9:00～22:00** **土曜 24時間対応**

● 各保健所

心の問題で悩んでいる方や家族からの相談等に対応しています。

松江保健所	☎ 0852-23-1316	**【受付時間】月～金 8:30～17:15** （祝日・年末年始を除く）
雲南保健所	☎ 0854-42-9642	
出雲保健所	☎ 0853-21-1653	
県央保健所	☎ 0854-84-9823	
浜田保健所	☎ 0855-29-5550	
益田保健所	☎ 0856-31-9545	
隠岐保健所（島前）	☎ 08514-7-8121	
隠岐保健所（島後）	☎ 08512-2-9710	

性犯罪・性暴力被害に関する相談

● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力の被害者に対し、医療的支援、法的支援、カウンセリング等の心理的支援を提供しています。

全国共通短縮ダイヤル	☎ **# 8891**（はやくワンストップ） ※最寄りのワンストップ支援センターにつながります。	
性暴力被害者支援センターたんぽぽ （女性相談センター内）	☎ **0852-25-3010**	**【受付時間】月～金 8:30～17:15** （上記時間外・祝日・年末年始は コールセンター対応）
男性・男児のための性暴力被害者支援センター （島根被害者サポートセンター内）	☎ **090-8862-1735**	**【受付時間】火・金 10:00～16:00** （祝日・盆・年末年始を除く）
一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ	☎ **0852-28-0889**	**【受付時間】** **火・木・土 17:30～21:30** （年末年始を除く）

配偶者からの暴力（DV）に関する相談

● 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、以下の支援を行っています。

- DVに関する相談や相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の緊急における安全の確保及び一時保護
- 自立した生活を促進するための情報提供その他の援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度についての情報提供その他の援助

DV 相談ナビ	☎ **# 8008**（はれれば） ※最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。	
島根県女性相談センター	☎ **0852-25-8071**	**【受付時間】月～金 8:30～17:00** **土日 8:30～12:00** **13:00～17:00** （祝日・年末年始を除く）
島根県女性相談センター西部分室	☎ **0854-84-5661**	**【受付時間】月～金8:30～17:00** （祝日・年末年始を除く）

更生保護における相談

● 保護観察所

専任の被害者担当官及び被害者担当保護司が、犯罪の被害にあわれたことによる悩みや不安をお伺いしています。ご相談内容に応じて、保護観察所や仮釈放等の審理を行っている地方更生保護委員会における被害者等の方のための各種制度の説明、関係機関の紹介等を行っています。各保護観察所には、被害者専用の電話番号が設けられており、電話又は来庁でご相談が可能です。

松江保護観察所 「被害者専用電話」	☎ 0852-21-2250	【受付時間】月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）

暴力団犯罪に関する相談

● 暴力追放運動推進センター

暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。また、暴力団員を相手取った損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等の支援を行っています。

（公財）島根県暴力追放県民センター	☎ 0852-21-8938	【受付時間】月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）

こどもに関する相談

● 児童相談所

保護者の不在や病気等でこどもの養育が困難な場合や虐待等、こどもに関する相談に応じ、こどもが有する問題やこどものニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、こどもや家庭に適切な援助を行っています。

児童相談所相談専用ダイヤル	☎ 0120-189-783 ※お住まいの地域の児童相談所につながります。	
中央児童相談所	☎ 0852-21-3168	【受付時間】月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
隠岐相談室	☎ 08512-2-9706	
出雲児童相談所	☎ 0853-21-0007	
浜田児童相談所	☎ 0855-28-3560	
益田児童相談所	☎ 0856-22-0083	

● 島根県教育委員会

学校のこと、家庭のこと、友達との関係、いじめなどに関する高校生以下のこどもとその保護者からの相談に応じています。

いじめ相談テレフォン	☎ 0120-779-110	【受付時間】24時間（年中無休）
24 時間子供 SOS ダイヤル	☎ 0120-0-78310	【受付時間】24時間（年中無休）

● こどもと家庭電話相談室

こども自身の悩み、子を持つ親の悩みなどへの相談に応じています。

子どもと家庭電話相談室	☎ 0120-258-641	【受付時間】毎日10:00～19:00 （祝日・年末年始を除く）

● こどもの人権 110 番（法務省）

学校におけるいじめ、体罰、児童生徒に対する暴言その他の不適切な指導や、家庭内における虐待等、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。

松江地方法務局 こども人権 110 番	☎ 0120-007-110	【受付時間】月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）

交通事故事件に関する相談

● 交通事故相談所

損害賠償請求、示談の進め方等について、面談、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関の紹介を行っています。

島根県交通事故相談所（本所）	☎ 0852-22-5102	【受付時間】月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）
島根県交通事故相談所（浜田相談室）	☎ 0855-29-5563	【受付時間】水曜 11:00～12:00 13:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）

● 交通安全活動推進センター

都道府県公安委員会の指定を受けた法人で、保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関して、無料で相談に応じています。

島根県交通安全活動推進センター	☎ 0852-36-6338	【受付時間】月～金 9:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）

● （独）自動車事故対策機構（ナスバ）

ナスバ交通事故被害者ホットラインでは、交通事故事件に起因する悩み事に応じて、無料で相談できる相談窓口をご案内しています。

また、自動車事故被害者等における精神的負担を軽減するため、相談支援を実施いただいている団体を公表しています。

ナスバ交通事故被害者ホットライン	☎ 0570-000738	【受付時間】月～金10:00～12:00 13:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）
自動車事故対策機構島根支所 事故被害者支援相談窓口	☎ 0852-25-4880	【受付時間】 月～金曜および第1・第3土曜日 8:30～12:00、13:00～17:15 （祝日・年末年始および原則として第1・第3土曜日の翌週月曜日は除く）
Web サイト	https://www.nasva.go.jp/sasaeru/soudan-shien.html	

●（公財）日弁連交通事故相談センター

自動車事故による損害賠償問題に関して、弁護士による無料の電話相談を行っています。

全国 154 か所の相談所では、弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する面接相談を行っています（相談料無料、1 回の相談は約 30 分、相談は 5 回まで）。

また、損害賠償の交渉で相手方と話合いがつかない時に、弁護士が双方の間に入り、公平・中立な立場から示談が成立するようお手伝いをする示談あっせんを無料で行っています。

（公財）日弁連交通事故相談センター	☎ 0120-078-325 （おなやみ　じこ）	【受付時間】月～金 10:00～19:00 （祝日・年末年始を除く）

●（公財）交通事故紛争処理センター

自動車事故に伴う損害賠償の紛争を解決するため、法律相談、和解斡旋、審査を無料で行っています。

利用申込みの予約は電話でお願いします。初回は電話による対応も可能です。

（公財）交通事故紛争処理センター　広島支部	☎ 082-962-5421	【受付時間】月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）

● 国土交通省 公共交通事故被害者支援窓口

公共交通機関（鉄道・バス・航空機・船舶）の利用中に事故の被害にあった方、又はそのご家族のお話を伺い、情報の伝達、相談内容に応じた適切な専門機関の紹介等を行います。

メールによる相談	✉ hqt-k-shien@gxb.mlit.go.jp	
電話による相談	☎ 03-5253-8969	【受付時間】月～金 9:30～18:15 （祝日・年末年始を除く）

インターネット上の誹謗中傷等に関する相談

● 法務局

インターネット上の誹謗中傷等の相談を受けた場合には、相談者自身で行う削除依頼の方法について助言を行うほか、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行っています。

法務省インターネット人権相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp	
みんなの人権 110 番	☎ 0570-003-110	【受付時間】月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）

● 違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行っています。

違法・有害情報相談センター	https://ihaho.jp

● セーファーインターネット協会（SIA）

【誹謗中傷ホットライン】

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、誹謗中傷情報に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す通知を行っています。

【セーフライン（削除要請）】

インターネット上の違法情報や有害情報通報を受け、違法有害情報に該当した情報については、国内外のサイトへの削除要請を行っています。リベンジポルノの被害にあわれた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。

誹謗中傷ホットライン	https://www.saferinternet.or.jp/bullying/
セーフライン（削除要請）	https://www.safe-line.jp/against-rvp/

奨学金等に関する相談

●（公財）犯罪被害救援基金

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた方や重障害を受けた方の子・孫・弟妹等のうち経済的理由により修学が困難な方に対する奨学金の給与、その他の犯罪被害者にかかる救援事業を行っています。

（公財）犯罪被害救援基金	☎ 03-5226-1020 ☎ 03-5226-1021	【受付時間】月～金 9:30～18:00 （祝日・年末年始を除く）

● 日本財団 まごころ奨学金／よりそい奨学金

保護者等が犯罪に遭遇し、学費の支弁が困難になった家庭のこどもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校（専門課程・高等課程）への就学を希望する方を対象に、給付制の奨学金制度を実施しています。（総合的な審査があります。）

日本財団まごころ奨学金	☎ 03-6229-5111	【受付時間】月～金 9:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）

●（公財）交通遺児育英会

保護者が交通事故事件で亡くなった、重い後遺障害で働けなくなった等の経済的理由で、就学が困難な高等学校以上の生徒・学生に、奨学金を無利子で貸与及び一部給付を行っています。

（公財）交通遺児育英会	☎ 0120-521-286	【受付時間】月～金 9:00～17:30 （祝日・年末年始を除く）

●（公財）交通遺児等育成基金

交通遺児が拠出した拠出金を安全・確実に運用し、国と民間の援助金を加えて遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成給付金を支給しています。

（公財）交通遺児等育成基金	☎ 0120-16-3611	【受付時間】月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）

6 刑事手続きの流れ

犯人や犯罪の事実を明らかにし、犯人に適正な刑罰を科す手続のことを刑事手続といいます。刑事手続には、警察、検察庁、裁判所等の機関が関わります。

● 警察

犯罪が発生すると、様々な**捜査**を行って、犯人を発見するとともに犯罪の証拠を集める活動を行います。

警察が行った捜査の結果は、検察官に送られます。

● 検察庁

検察庁の検察官は、事件を捜査し、犯人を**起訴**（裁判にかけること）するか、不起訴（裁判にかけないこと）にするかを決めるとともに、犯人を起訴した場合には裁判で犯人が罪を犯したことを証明する活動を行います。

● 裁判所

裁判所の裁判官は、検察官の起訴を受けて**裁判**を行います。裁判では、裁判官が検察官の主張と犯人側の主張の両方を聞いた上で、犯人が罪を犯したかどうか、罪を犯したと認められる場合には、どのような刑罰を科すべきかを判断し、**判決**を行います。

刑事手続は大きく、捜査と裁判の２つの段階に分かれ、

- 犯人が 20 歳以上の場合
- 犯人が少年（20 歳未満）の場合

でこれらの手続が異なります。

一般的な刑事手続（犯人が 20 歳以上の場合）

● 捜査等

犯人を発見し、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を**捜査**といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を**被疑者**といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕して、48 時間以内にその身柄と共に事件を検察官に送ります（**送致**）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24 時間以内に裁判官に対して身柄拘束（**勾留**）の請求を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で 20 日間勾留されます。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

被疑者が逃亡するおそれがない場合等には、被疑者を逮捕しないまま取調べ等の捜査を行い（任意捜査）、証拠を揃えた後、捜査結果と共に事件を検察官に送ります（書類送致）。

事件の送致を受けた検察官は、警察から送致された書類や証拠を精査するとともに、検察官自身でも被疑者の取調べや被害者の事情聴取等の必要な捜査を行い、被疑者を**起訴**するかどうかの処分を決定します。起訴された被疑者を**被告人**といいます。

起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の犯罪について書面審理で裁判を請求する略式命令請求等があります。

勾留中の被疑者について、公判請求した場合には、勾留が継続します。

不起訴となった場合、被害者等の方は、検察審査会にその処分の当否について審査を申し立てることができます。

＜検察審査会とは＞

検察審査会は、検察官による不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったとき等に審査を始めます。

審査の申立てや相談に費用はかかりません。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。

被告人が勾留されている場合、一定額の保証金を納めること等を条件として、身柄を釈放する**保釈**という制度があります。保釈の請求は、起訴された後から判決が確定するまでの間に被告人側から裁判所に対して行われる可能性があります。

保釈の請求があった場合には、検察官が、被害者等の方からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保も考慮して裁判所に意見を提出します。また、被害者等通知制度（→ P71）による通知を希望された方に対しては、請求の結果を連絡します。

● 裁判

検察官が起訴（公判請求）すると、**公判前整理手続**が行われる場合があります。これは、最初の公判期日の前に、検察官、弁護人、裁判所が、事件の争点（検察官と被告人側の争いの元となる重要な点）を明確にした上で、これを判断するための証拠を厳選し、審理計画を立てることを目的とする手続です。

その後、裁判所で公判が開かれ、事件の審理が行われます。具体的には、証拠の提出、証人尋問や被告人質問等が行われ、最終的に裁判所によって**判決**が下されます。

殺人、強盗致死傷、危険運転致死等の一定の犯罪については、選挙権のある国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度（裁判員制度）があります。

検察官や被告人が判決の内容に不服がある場合には、1つ上の裁判所に再度判断を求めることができます。（控訴審・上告審）

一般的な刑事手続

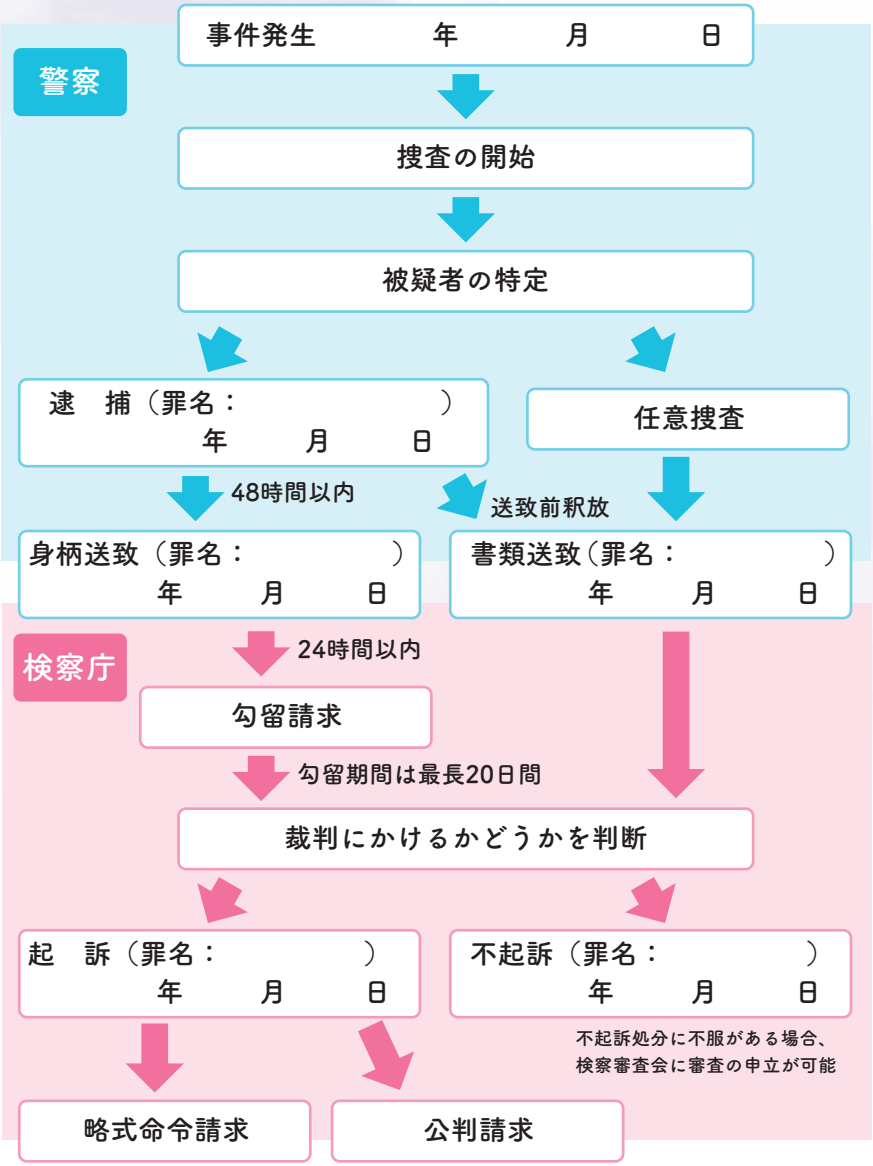

（次のページに続く）

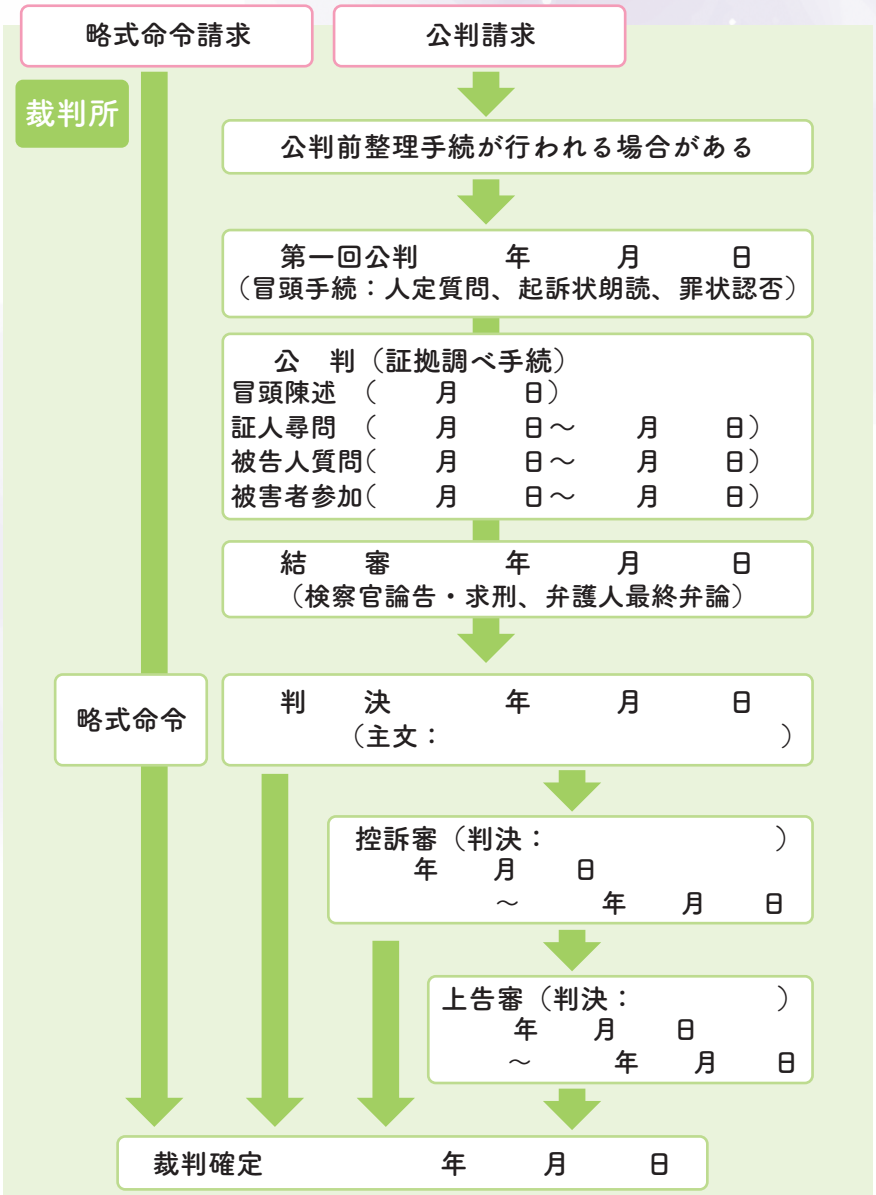
略式命令請求
公判請求
裁判所
公判前整理手続が行われる場合がある
第一回公判　　年　　月　　日
（冒頭手続：人定質問、起訴状朗読、罪状認否）
公　判（証拠調べ手続）
冒頭陳述　（　　月　　日）
証人尋問　（　　月　　日～　　月　　日）
被告人質問（　　月　　日～　　月　　日）
被害者参加（　　月　　日～　　月　　日）
結　　審　　年　　月　　日
（検察官論告・求刑、弁護人最終弁論）
略式命令
判　　決　　年　　月　　日
（主文：　　）
控訴審（判決：　　）
年　　月　　日
～　　年　　月　　日
上告審（判決：　　）
年　　月　　日
～　　年　　月　　日
裁判確定　　年　　月　　日

犯人が 14 歳以上 20 歳未満の場合

● 捜査等

14 歳以上の少年による事件は、犯人が 20 歳以上の場合と同様に警察が捜査を行います。

捜査の結果、14 歳以上 18 歳未満の少年による事件であって

- 法定刑が拘禁刑以上の刑に当たる罪の場合

  検察官に送致し、送致を受けた検察官は、取調べ等の必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。

- 法定刑が罰金以下の罪の場合

  警察から直接、事件を家庭裁判所に送致します。

18 歳以上 20 歳未満の少年（**特定少年**）による事件は、法定刑にかかわらず、全て検察官に送致されます。送致を受けた検察官は、取調べ等の必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。

● 審判

家庭裁判所では、送致を受けた事件について必要な調査を行い、**審判**（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

裁判所が、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと判断した場合には、審判を開始しない（審判不開始）決定をし、その時点で手続が終了します。

他方、裁判所が、審判を開始するのが相当であると認めた場合には、審判開始決定がなされます。

審判では、少年を施設内に収容し矯正教育を行う**少年院送致**や、社会内で少年の再非行防止・改善更生を図る**保護観察**等の保護処分の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には、不処分の決定を行います。

少年が凶悪な罪を犯した場合等、20 歳以上の者と同様の刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察官に送致する決定をします（**逆送**）。この場合、検察官は、原則として事件を起訴し、少年は 20 歳以上の者と同様の刑事手続によって裁判を受けることになります。

また、裁判所の審判までに少年が 20 歳となったときも、同様に検察庁に送致（逆送）します。

犯人が 14 歳未満の場合

● 調査等

14 歳に満たないで刑罰法規に触れる行為をした少年（**触法少年**）については、その事件について警察が必要な調査を行います。調査の手続では、少年の逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・捜索等の強制処分をすることができます。

警察は、調査の結果、少年の非行の内容や要保護性等に応じて、事件を**児童相談所**に送致するほか、児童相談所に通告することができます。

● 児童相談所における措置

事件の送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童福祉司による指導や児童自立支援施設への入所等）をとるほか、家庭裁判所の審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならないこととされています。

家庭裁判所に送致された少年は、14 歳以上の少年の場合と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けることになります。

少年事件の手続

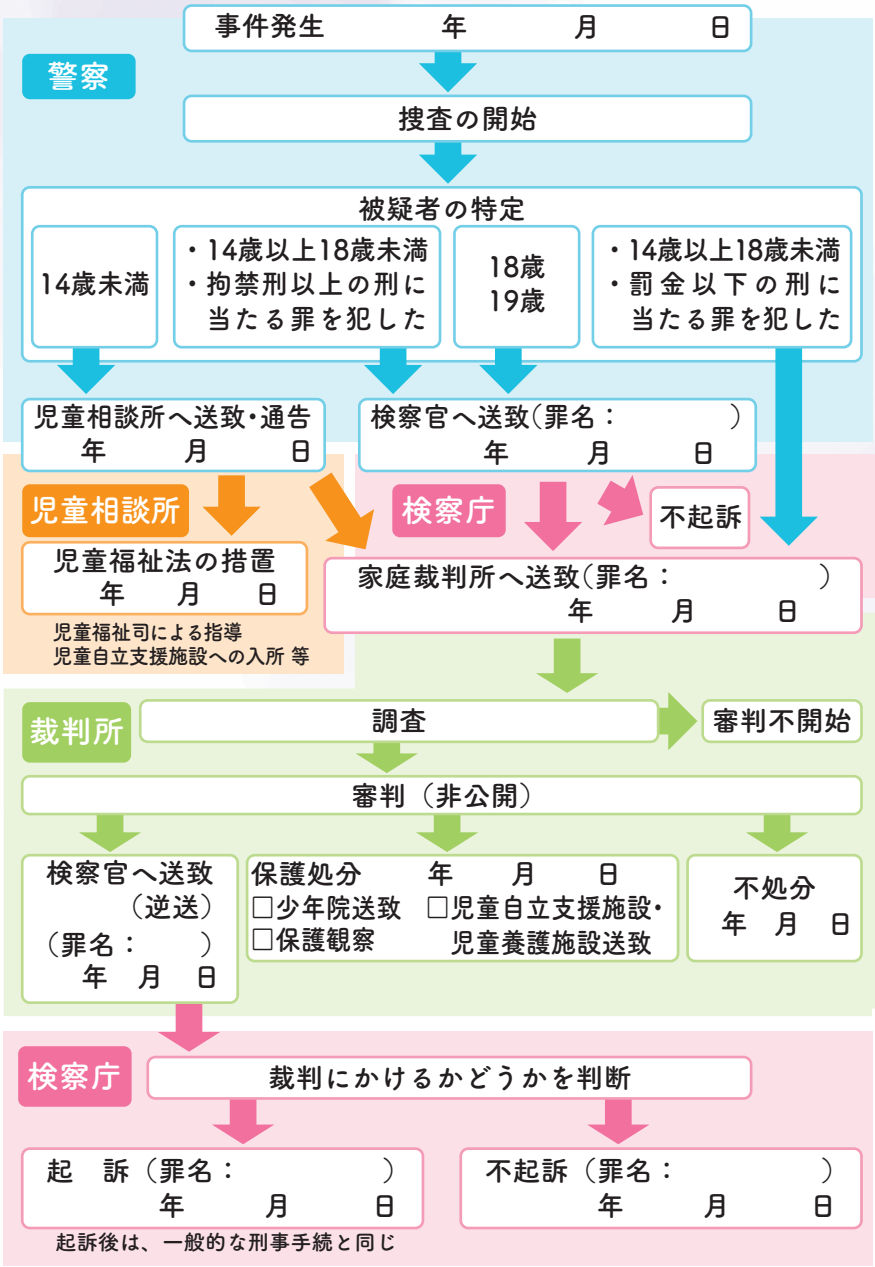
事件発生　年　月　日
警察
捜査の開始
被疑者の特定
14歳未満
・14歳以上18歳未満
・拘禁刑以上の刑に当たる罪を犯した
18歳
19歳
・14歳以上18歳未満
・罰金以下の刑に当たる罪を犯した
児童相談所へ送致・通告
年　月　日
検察官へ送致（罪名：　）
年　月　日
児童相談所
児童福祉法の措置
年　月　日
児童福祉司による指導
児童自立支援施設への入所 等
検察庁
不起訴
家庭裁判所へ送致（罪名：　）
年　月　日
裁判所
調査
審判不開始
審判（非公開）
検察官へ送致（逆送）
（罪名：　）
年　月　日
保護処分　年　月　日
□少年院送致
□保護観察
□児童自立支援施設・児童養護施設送致
不処分
年　月　日
検察庁
裁判にかけるかどうかを判断
起　訴（罪名：　）
年　月　日
不起訴（罪名：　）
年　月　日
起訴後は、一般的な刑事手続と同じ

⑦ 関係機関等との連絡の記録

警察に関する記録

被害者等の方には、次のようなご協力をお願いすることがあります。

そのことで負担をおかけすることもありますが、犯人を特定し、処罰するために必要なことですので、ご理解をお願いします。

● 事情聴取、被害届等

警察に被害の届出をすると、担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子等について詳しく事情をお聞きします。思い出したくないこと、言いたくないこともあると思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするための捜査上の必要があってお尋ねするものです。また、被害の状況を書類で届出する**被害届**を作成したり、事情聴取した内容を詳しく記載した**供述調書**を作成したりする場合があります。

警察に事情を話すことで仕返しされるなどの不安があるかもしれませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全確保のための措置を講じています（→詳細は P66）。

また、被害の状況に応じ、事情聴取を行う捜査員の性別をできる限り配慮しています。

● 医療機関での診察

被害にあい負傷したときには、犯罪の立証のために、医師の診察を受けていただき、診断書が必要となる場合があります。

性犯罪の場合は、医療機関で、被害者の方に必要な医療や検査を受けるとともに、犯人の体液等、犯人を特定するために重要な証拠資料を採取する必要があります。

これら医療機関での初回診療料、診断書料、緊急避妊の措置等にかかる費用については、警察が公費で負担する制度もあります（→詳細は P65）。

● 証拠品の提出

犯罪を立証するため、例えば、被害当時に着用していた衣服や所持品等を提出していただくことがあります。

提出物については、証拠品として保管する必要がなくなればお返し（**還付**）します。また、所有者が返却を必要としないものは、提出時に放棄の手続をすることにより、保管の必要がなくなった時に処分されます。

証拠品を保管する必要がある場合でも、所有者の請求により、仮にお返し（仮還付）できる場合もあります。

● 実況見分等への立会い

被害者等の方には、警察官が行う**実況見分**や裁判所が発する令状に基づく**検証**（犯罪発生場所等の確認や被害状況の再現など）を行うため、これらに立ち会っていただくことがあります。

● ご遺体の解剖

被害者の方がお亡くなりになった場合、その原因を明らかにするため、ご遺体の**解剖**を行うことがあります。

裁判所の令状に基づいて行う司法解剖の結果、故意の犯罪による被害が明らかになった場合、ご遺体の検案書料や搬送費、修復費を公費で負担する制度があります（→詳細は P65）。

担当者

（　　）警察署　☎　　—　　—

＜捜査担当＞

課・係	氏　名	内　線

＜支援担当＞

課・係	氏　名	内　線

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

対応の記録

年月日	担当者	内　　容	次回の予定等

証拠品として提出したもの

年月日	提出したもの	メ　　モ

※ 証拠品を提出した場合に交付される「押収品目録」も保管しておきましょう。

MEMO

検察庁に関する記録

検察官は、警察から送致された書類等を確認していますが、検察官自ら、被害者等の方の事情聴取を行うことがあります。警察官と同じ内容を聞かれる場面もあるかもしれませんが、これは検察官が被疑者を起訴するか、どの程度の刑罰を求めるかなどを判断するために必要なことですので、ご理解とご協力をお願いします。

裁判が行われると、被害者等の方には、裁判で証言していただくことがあります（**証人尋問**）。証人尋問がある場合には、事前に検察官との打合せが行われます。

また、事案によっては、検察庁から、**被害者等通知制度**（→詳細は P71）による通知希望の有無と通知を希望する事項等を問い合わせる場合があります。

送致日　　年　　月　　日　（検番：　　）

※ 事件を担当した警察官にご確認ください

担当者

（　　）検察庁（支部　　）

☎　　—　　—

所属（部屋番号）	氏　名	連絡先	メモ

対応の記録

年月日	担当者	内　　容	次回の予定等

裁判所に関する記録

事件番号（　　）

裁判の記録

第一審：（　　）裁判所　　裁判長（　　）

日時・場所	内　　容	メ　　モ
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		

控訴審：（　　）高等裁判所　裁判長（　　）

上告審：最高裁判所　裁判長（　　）

日時・場所	内　　容	メ　　モ
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		
年　月　日 ：　～　： （　　号法廷）		

MEMO

総合的対応窓口・犯罪被害者等支援コーディネーター（⇒ P15）に関する記録

担当者

所　属	氏　名	連　絡　先	メ　モ

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

対応の記録

年月日	担当者	内　　容	次回の予定等

民間団体（⇒ P18）に関する記録

担当者

所　属	氏　名	連　絡　先	メ　モ

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

対応の記録

年月日	担当者	内　　容	次回の予定等

弁護士に関する記録

担当者

所属事務所	氏　　名	連　絡　先	メ　　モ

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

対応の記録

年月日	担当者	内　　容	次回の予定等

加害者に関する記録

加害者（書くことがつらいときは記入する必要はありません。）

本人

住所：

名前：

生年月日：　　年　　月　　日（　　歳）

連絡先：

勤務先：

家族

住所：

名前：

続柄：

連絡先：

弁護士

事務所所在地：

事務所名：

弁護士名：

連絡先：

使用車両（交通事故事件の場合）

登録番号（ナンバー）：

自賠責保険：

任意保険：　　（担当：　　）

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

対応の記録

年月日	相手方	内　　容	次回の予定等

医療機関に関する記録

医療機関

医療機関名	連　絡　先	診　療　科	担　当　医

診療記録

年月日	医療機関	内　　容	次回予定

報道機関に関する記録

担当者

所　　属	氏　　名	連絡先	メ　　モ

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

対応の記録

年月日	担当者	内　　容	次回の予定等

その他の記録

担当者

所　　属	氏　　名	連絡先	メ　　モ

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

名刺

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

受け取った日

／

名刺を貼る

対応の記録

年月日	担当者	内　　容	次回の予定等

MEMO

受け取った資料を貼るなど、あなたの自由に使用してください。

8 被害者等が利用できる支援制度

警察に関する制度

警察では、捜査にご協力いただくに際し、被害者等の方に寄り添い、様々な支援を行う担当者を配置しています。また、被害者等の方の負担を軽減するための様々な制度があります。

各制度の利用をご希望される場合や詳細を知りたいときは、事件を担当している捜査員等にお伝えください。

● 被害者支援要員制度

殺人、性犯罪、傷害等の身体犯、ひき逃げ等の交通事故事件等の専門的な支援が必要とされる事案が発生したときに、被害者支援要員が、被害者等の方のご要望に応じて、次のような活動を行います。

- 付添い
  医師の診察が必要な場合の病院の手配や付添い、実況見分の立会い、自宅への送迎等を行います。
- 説明
  刑事手続等の説明や、ご家族や会社、学校等に必要な説明を行います。
- その他
  被害者等の方へ援助を行う民間被害者支援団体やカウンセラー、弁護士等の紹介を行います。

● 被害者連絡制度

殺人、性犯罪、傷害等の身体犯、ひき逃げ等の交通事故事件等の被害者等の方に対して、事件を担当している捜査員が、刑事手続の段階に応じ、以下の内容をお知らせします。

事件のことを知らせてほしくないと思われる場合は、捜査員にその旨をお話しください。

- 捜査状況
  被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。
- 被疑者の検挙状況
  被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の氏名、年齢等について連絡します。

- 被疑者の処分状況

事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公判が開かれる裁判所等について連絡します。

※　被疑者が少年の場合は、お知らせする内容が若干異なることがあります。

● カウンセリング体制

犯罪により大きな精神的被害を受けた被害者等の方には、心理学的立場から専門的なカウンセリングが必要となることがあります。

警察では、

- カウンセリングの専門的知識や技術を有する職員の配置
- 精神科医や民間のカウンセラーとの連携
- カウンセリング費用の公費負担制度

により、被害者等の方のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

● 公費負担制度

殺人、性犯罪、傷害等の被害を受けた場合に、一定の医療費等を公費で支出し、被害者等の方の経済的負担を軽減する制度があります。

（※　支出には一定の要件があり、適用できない場合があります。）

- 被害者が亡くなられた場合
  - ・検案書料、遺体搬送費用、遺体修復費用
- 怪我を負わされた場合
  - ・初診料、診断書料
- 性犯罪の被害を受けられた場合
  - ・初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、緊急避妊費用等
- 精神的な被害を受けた場合
  - ・精神科等の受診にかかる診療料、投薬料、検査料等
  - ・公認心理師、臨床心理士等のカウンセリングに必要な費用
- 自宅に居住できなくなった場合
  - ・一時避難のための宿泊費用
  - ・ハウスクリーニングに要する経費

● 再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合、再被害防止対象者に指定し、重点的な防犯指導や所要の警戒措置を行い、要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には、加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

加害者が暴力団員等で、暴力団等から危害を受けるおそれがある場合には、被害者等の方を保護対象者として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

このほか、配偶者等からの暴力、児童虐待、ストーカー事案等の被害者の方の安全を確保するため、加害者と離して保護する必要がある場合には、女性相談支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して対応します。

● 関係機関への情報提供制度

被害者等の方が、下記支援機関への相談等を希望された際に、それぞれの機関で何度も被害の状況等を説明する必要がないように、警察では被害者等の方の同意を得た上で、被害者情報を提供する制度があります。

- 犯罪被害者等支援コーディネーター（→詳細は P81）
  島根県（環境生活総務課消費とくらしの安全室）に設置されており、被害者等のニーズに応じて、自治体や犯罪被害者支援団体等と連携して支援を行っています。

- 島根被害者サポートセンター（→詳細は P82）
  島根被害者サポートセンターは被害者支援に取り組む民間団体で、専門的かつ継続的に被害者等の方の支援を行っています。

- 日本司法支援センター（法テラス）（→詳細は P69）
  法テラスでは、被害者等の方が被害直後から原則無料で、刑事・民事・行政その他の様々な手続きについて、同一の弁護士による支援が受けられる様に支援を行っています。

問合せ先：事件を担当する警察署

● 犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者のご遺族、重傷病もしくは障害が残った被害者の方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度があります。

【給付金の種類】

- 遺族給付金

亡くなられた被害者のご遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給

- 重傷病給付金

負傷又は疾病の療養期間が1か月以上で、かつ3日以上の入院（PTSD 等の精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の疾病であること）を要する重傷を負われた被害者の方に、負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業加算額の合算額（上限 120 万円）を支給

- 障害給付金

障害（障害等級第 1 級から第 14 級）が残った被害者の方に支給

【対象犯罪及び対象者】

生命又は身体を害する罪にあたる行為（過失犯を除く）を受けた、日本国籍を有する人、又は日本国内に住所を有する人

【支給額等】

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定されます。

労災保険等の公的保障を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額との調整が行われます。

ただし、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

【申請の方法】

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請してください。受付は、住所地を管轄する都道府県警察本部又は警察署で行っています。

犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときは申請できません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていた等のやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。

問合せ先：島根県警察本部　広報県民課
犯罪被害者支援室　☎ 0852-26-0110

● 行政処分に関する情報提供（交通事故事件）

交通事故事件を起こした加害者には、刑事処分とは別に、都道府県公安委員会により運転免許の取消しや停止処分の行政処分が行われます。取消し処分と 90 日以上の停止処分の行政処分がされる前には、処分を受ける加害者に対して、公開による意見の聴取が行われます。

意見の聴取には、代理人が出席することもあり、加害者も代理人も出席しないときは意見の聴取をしないで処分が行われることがあります。

警察では、交通死亡事故被害者のご遺族、重度の後遺障がいを受けられた被害者及びそのご家族から、加害者に対する行政処分の有無等に関して申出がなされれば、その申出内容を検討した上で、申出者に回答をしています。

問合せ先：島根県警察本部　運転免許課
行政処分係　☎ 0852-36-7400

MEMO

弁護士に関する制度

各種制度を利用するには、資力要件がありますので、まずは法テラスへお問合せください。

● 犯罪被害者等支援弁護士制度（法テラスによる犯罪被害者等法律扶助）

精神的・身体的被害やそれに伴う経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を行うことができない被害者等の方に対し、原則として法テラスが費用負担して、早期の段階から被害者支援の経験や理解のある弁護士による包括的かつ継続的な支援を行っています。

【援助内容】

- 法律相談
- 被害届・告訴状の作成・提出、捜査機関や裁判所等への対応（対司法機関）
- 損害賠償に向けた交渉・訴訟代理（対加害者）
- 犯罪被害者等給付金等の申請手続（対行政機関）
- 取材対応（対報道機関）　　等

※ 受任した弁護士との協議により、必要な援助内容を決めることができます。

【対象となる犯罪】

- 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
- 刑法における一定の性犯罪等（未遂を含む）
- 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪により、治療期間が3か月以上又は一定の後遺障害（後遺障害等級第 14 級以上）の被害を受けた場合における当該犯罪

【資力要件】

申込者の資力（本人に属する現金、預金等の流動資産）に配偶者の資力を加算した額から

- 犯罪行為により生じた負傷・疾病の療養費等（本制度の利用申込みの日から1年以内に支出することとなると認められるもの）
- 犯罪被害者等給付金その他の犯罪被害者等に対する給付金（見舞金等）

を控除した額が 300 万円以下であること

配偶者が事件の相手方であるとき、その他配偶者の資力を加算することが相当でないときは、配偶者の資力を加算しないことができます。

【費用負担】

本制度の利用により生じた通常報酬及び実費は、法テラスから弁護士に支払われます。

ただし、援助事務により金銭等（犯罪被害者等給付金その他の犯罪被害者等に対する給付金を除く。）を現実に入手した場合には、被害者等の方が弁護士に成果報酬を支払うほか、入手した金銭等が一定額を超えるときは、通常報酬及び実費の全部又は一部をご負担いただくことがあります。

● 民事法律扶助制度

民事裁判等の手続きに関する援助として、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった際、無料で弁護士による法律相談を実施し、必要に応じて弁護士費用等の立替えを行っています。

● DV 等被害者法律相談援助制度

DV、ストーカー行為、児童虐待の被害を受けている方（受けるおそれのある方を含む）に対し、弁護士による法律相談を実施しています。法律相談は、民事事件・刑事事件にかかわらず行うことができます。

● 日弁連委託援助制度

被害者等の方が、犯罪被害者等支援弁護士制度等法テラスの他の制度が利用できない場合においても弁護士による支援が受けられるよう、法テラスが日弁連からの委託を受けて実施している援助があり、一定の犯罪被害を受けた方に対し、刑事手続や行政手続に要した弁護士費用等の援助を行っています。

問合せ先：法テラス島根　0570-078-358

検察庁に関する制度

検察庁には、被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるための制度や、被害者等の方に対し、事件の処分結果等について通知する制度等があります。

● 被害者支援員制度

検察庁には、被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるため、支援に携わる被害者支援員が配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動を行います。

● 被害者等通知制度

被害者等通知制度とは、被害者等の方に対し、ご希望に応じ、できる限り、以下の事項等を通知する制度です。

- 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- 加害者の身柄の状況（釈放の有無）、起訴事実、不起訴の理由の概要等
- 有罪判決確定後の加害者に関する事項（詳細は P79 へ）
- 死刑を執行した事実

● 犯罪被害者等に関する情報の保護

刑事手続の中では、被害者の方の氏名や住所等、個人が特定され得る情報（個人特定事項）が取り扱われます。性犯罪等の一定の事件（※）においては、捜査から判決後に至るまで、被害者等の方の情報を加害者に対して秘匿し、保護する制度があります。

※性犯罪の事件のほか、個人特定事項が加害者に知られると、
- 被害者の方（被害者ご本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合は、配偶者、直系親族及び兄弟姉妹を含みます。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある事件
- 被害者やその親族の方の身体若しくは財産に害を加えられ、又はこれらの方を畏怖させ若しくは困惑される行為がなされるおそれがある事件

が対象となります。

【捜査段階における氏名等の秘匿】

被疑者を逮捕・勾留等する場合に、被疑者に対して提示する令状（逮捕状・勾留状等）には、事件の内容が記載され、被害者等の方の個人特定事項も含まれる場合がありますが、性犯罪等の一定の事件については、その個人特定事項を明らかにしない方法によることができます。

【裁判段階及び判決後における情報の保護】

刑事裁判は、原則として公開の法廷で行われますが、裁判所は、性犯罪等の一定の事件については、被害者等の方の個人特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読や証人尋問等の手続は、秘匿することとなった事項を明らかにしない方法で行われます。

刑事裁判においては、被告人や弁護人に対し、事件の内容が記載された起訴状の謄本が送付されたり、証拠書類が開示されたり、証人の氏名等を知る機会が与えられますが、性犯罪等の一定の事件については、被告人の防御に実質的な不利益が生ずるおそれがある場合を除いて、被害者等の方の個人特定事項を知らせないなどの措置をとることができます。

判決後についても、判決書の謄本の交付を通じて秘匿された個人特定事項が被告人に知られないようにするための仕組みが設けられています。

問合せ先：事件を担当する検察庁

刑事裁判に関する制度

● 証人の不安や緊張を緩和するための措置

刑事裁判の証人尋問においては、証言してくださる方の精神的な負担を軽くするため、一定の事件について、裁判所の判断によって、以下の措置をとることができます。なお、これらは併用されることもあります。

- 証人への付添い

  性犯罪の被害者やお子様等が、刑事事件の証人として法廷で証言するときに、その不安や緊張を和らげるため、裁判所が適当かつ相当と認める人（家族や心理カウンセラー等）が証人のそばに付き添うことができるものです。

- 証人の遮へい

  証人が被告人や傍聴人から見られていることで、心理的な圧迫を受けるような場合に、その精神的な負担を軽くするため、証人と被告人や傍聴人との間についたて等を設置し、相手の視線を気にしないで証言できるようにするものです。

- ビデオリンク方式

  性犯罪の被害者等の方が、関係者の全員そろった法廷で証言することに大きな精神的な負担を受けるような場合、このような負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、モニターを通じて証人尋問を行うものです。

● 裁判の優先傍聴

被害者等の方が裁判の傍聴を希望する場合、裁判所は、傍聴席の確保について可能な限り配慮することとしています。

● 心情等の意見陳述

被害者等の方が、裁判で犯罪被害に関する心情等、事件に関する意見を述べることができます。

● 被害者等の氏名等に関する情報の保護

性犯罪などの被害者等の方の氏名等について、公開の法廷で明らかにしないよう申し出ることができます。

● 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

被害者等の方が希望する場合には、検察官から、冒頭陳述（裁判の初めに、検察官が証明しようとしている事実を明らかにすること）の内容を記載した書面を受け取ることができます。書面は、原則として、冒頭陳述の実施後に交付されます。

● 公判記録の閲覧等

第1回公判期日の後、事件が終結するまでの間、原則として、裁判所が保管する刑事事件の公判記録を閲覧、コピーすることができます。

また、被害にあわれた事件と同種の犯罪行為にかかる、その被告人の刑事事件についても、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、公判中の記録を閲覧・コピーすることができます。

● 刑事和解制度

被告人との間で、犯罪から生じた損害等に関する民事上の請求について、裁判外で和解（示談）が成立した場合に、事件を審理している裁判所に被告人と共同して申し立てをすることにより、その合意の内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

これにより、民事裁判で裁判上の和解が成立したのと同じ効力が生じ、被告人が和解（示談）した際の約束を守らなかった場合には、別の民事裁判を起こさなくても、この調書を利用して強制執行の手続をとることができます。

● 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、刑事事件を担当している地方裁判所に対し、審理手続が終結するまでの間に、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、刑事事件で有罪判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取り調べ、原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせて、損害賠償命令の申立てについて決定します。

また、この制度を利用するための申立手数料は2,000円であり、刑事事件を担当した裁判所が刑事裁判の記録を証拠として取り調べるなど、被害者等の損害賠償請求に要する労力を軽減する仕組みになっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての決定に対して当事者のいずれかから異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

問合せ先：事件を担当する検察庁・裁判所

刑事裁判に参加する制度

刑事裁判では、一定の事件の被害者等の方が裁判に参加することのできる被害者参加制度があります。また、一定の資力に満たない被害者等の方には、弁護士の報酬等を国が負担する制度（国選被害者参加弁護士制度）があります。

● 被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加し、次のようなことができます。

- 被害者参加人として公判に出席する。
- 一定の要件の下で、証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりする。

なお、被害者参加人が刑事裁判に出席した場合には、資力を問わず、国から旅費、日当及び宿泊料等が支出されます。

● 国選被害者参加弁護士制度

被害者参加人となった方は、公判期日への出席や被告人質問等の対応を弁護士に委託することができます。

この場合、資力（現金、預貯金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、200万円に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬及び費用は、国が負担します。

問合せ先：事件を担当する検察庁、法テラス

少年事件に関する制度

● 少年事件の記録の閲覧等

被害を受けた方や一定の親族の方は、審判開始の決定があった後、正当でない理由による場合や、相当と認められない場合を除き、原則として、裁判所にある少年事件の記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録であるいわゆる社会記録は除かれます。）を閲覧、コピーすることができます。

● 被害者等の意見陳述

被害者等の方の申出により、相当と認められない場合を除き、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情等の事件に関する意見を述べることができます。

● 少年審判の傍聴

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（これらのうち傷害の事案は、これにより被害者の方の生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等の方は、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、申出により、少年審判の傍聴が認められます（12歳に満たないで刑事法令に触れる行為をした少年に係る事件は除かれます。）。

● 審判状況の説明

被害者等の方からの申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

● 審判結果等の通知

被害者等の方からの申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合に、家庭裁判所から、少年の氏名や審判の結果等の通知を受けることができます。

問合せ先：事件を担当する裁判所

医療観察審判に関する制度

心神喪失又は心神耗弱の状態で殺人、放火、強盗などの重大な他害行為を行った者であって、心神喪失等を理由として不起訴処分あるいは無罪等の裁判が確定した者について、その精神障害を改善し、社会復帰を促進するため、検察官は地方裁判所に対し、適切な処遇を求める申立てを行います。

裁判所は、申立てを受けて審判を行い、加害者を入院させるのか、通院させるのかなどの決定をします。

加害者について医療観察法の申立てが行われた場合、被害者等の方に対しては次のような制度があります。

【心神喪失、心身耗弱とは・・・?】

※ 心神喪失、心神耗弱とは、精神の障害のために、善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。まったく責任を問えない場合を心神喪失といい、限定的な責任を問える場合を心神耗弱といいます。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ（これらの未遂も含みます。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともあります。）に当たる行為をいいます。

● 審判の傍聴・結果等の通知

裁判所の許可を得て、被害者等が審判を傍聴する制度や、裁判所から審判結果等の通知を受ける制度があります。

● 加害者の処遇段階等に関する情報提供

被害者等の方から申出があった場合、審判で入院決定・通院決定を受けた加害者について、保護観察所から以下の情報提供を受けることができます。

- 加害者の氏名
- 加害者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了）とその開始年月日又は終了年月日・終了事由
- 加害者の事件を担当している（担当していた）保護観察所の名称、所在地及び連絡先
- 地域社会における処遇中の保護観察所による加害者との接触状況

問合せ先：事件を担当する裁判所、最寄りの保護観察所

裁判後の制度

● 加害者の処遇状況等の通知制度

被害者等の方には、裁判や少年審判後の加害者の処遇等について通知を受けることができる制度があります。

【加害者が刑事処分になった場合の通知】

加害者が刑務所に収容された場合は、受刑中の刑務所における処遇状況や、加害者が刑務所から釈放される予定の時期、釈放されたこと等をお知らせします。

加害者が保護観察を受けることになった場合は、保護観察中の処遇状況等をお知らせします。

具体的な通知内容は以下のとおりです。

- 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項
  （収容されている刑務所の名称・所在地、作業名・改善指導名等）
- 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項
  （釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）
- 仮釈放審理の開始年月日及びその結果
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項
  （保護観察の開始年月日及び終了年月日、特別遵守事項等）

【加害者が保護処分になった場合の通知】

加害者が少年審判において保護処分を受けた場合、少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況等をお知らせします。具体的な通知内容は以下のとおりです。

- 収容されている少年院に関する事項
  （入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地）
- 少年院在院中の教育状況等に関する事項
  （教育予定期間、処遇の段階、個人別矯正教育目標、仮退院の申出年月日等）
- 少年院からの出院に関する事項
  （出院年月日、出院事由等）
- 仮退院審理の開始年月日およびその結果
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項
  （保護観察の開始年月日及び終了年月日、特別遵守事項等）

問合せ先：事件を担当する検察庁
最寄りの少年鑑別所・保護観察所

● 仮釈放・仮退院等審理における意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かの審理を行う地方更生保護委員会に対して、仮釈放・仮退院、生活環境の調整、保護観察に関する意見や被害に関する心情を伝えることができます。

地方更生保護委員会が聴取した意見等は、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

問合せ先：最寄りの地方更生保護委員会
（中国地方更生保護委員会：082-224-0920）

● 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

加害者が刑務所や少年院に収容中の場合、申出のあった被害者等の方から、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関するご意見を伺い、ご希望に応じて、これらの意見を加害者に伝えます。

加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導が行われます。

問合せ先：最寄りの矯正管区・矯正施設
（中国矯正管区：082-223-8161）

● 保護観察中における心情等聴取・伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関するご意見を伺い、ご希望があれば、これらの意見を加害者に伝えます。

加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めるよう指導が行われます。

問合せ先：最寄りの保護観察所
（松江保護観察所：0852-21-2250）

島根県の制度

島根県では、被害者等の方それぞれの状況に応じた各種支援制度の案内、関係機関に関する情報提供等を行う総合窓口を設置しています。

また、犯罪被害者等支援コーディネーターが、被害者等のニーズに応じて、関係市町村や犯罪被害者支援団体等と連携して支援を行います。

【島根県犯罪被害者等支援総合窓口】
島根県環境生活総務課　消費とくらしの安全室
電話　0852-28-7830
FAX　0852-32-5918
E-mail　shohishitsu@pref.shimane.lg.jp
受付時間　平日 8:30 ～ 17:15（土日祝日・年末年始を除く）

● 見舞金制度

犯罪被害にあわれた方やそのご遺族に対して見舞金を支給します。

- 遺族見舞金（30 万円）
- 重傷病見舞金（10 万円）
- 精神療養見舞金（５万円）

● 公営住宅の優先入居

犯罪被害により住んでいた住宅に住めなくなった場合、公営住宅の抽選における優遇措置や目的外使用による一時的な入居ができます。

島根被害者サポートセンターの制度

島根被害者サポートセンターは、島根県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した県内唯一の民間支援団体です。

【島根被害者サポートセンター】
所在地　　松江市東津田町1741－3　いきいきプラザ島根2階
電話相談　0120-556-491（ｺｺﾛﾉｽｸｲ）
受付時間　平日 10:00 ～ 16:00（土日祝日・盆・年末年始を除く）

※　犯罪被害者等相談電話（全国共通ナビダイヤル）
0570-783-554
受付時間　毎日 8:00 ～ 21:00（年末年始を除く）

● 電話相談、面接相談

犯罪被害者等からの電話・面接相談を受け、相談内容に応じて支援を行います。

● 付添いなどの直接支援

病院・裁判所・警察・行政機関への付添い、日常生活を送る上で必要な支援を行います。

● カウンセリング支援

臨床心理士によるカウンセリングを行います。（概ね５回まで無料）

● 法律相談

弁護士による法律相談を行います。（概ね３回まで無料）

● 犯罪被害者等給付金の申請補助

犯罪被害者等給付金の給付対象事件について、申請手続きのお手伝いをします。

● 被害者緊急支援金の申請補助

全国被害者支援ネットワークが行う、転居費用等の緊急支援金について、申請手続きのお手伝いをします。（支給には要件があります。）

社会保障の制度

● 公的医療保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等）

- 医療保険の給付

  犯罪被害による傷病も、診療において一般の場合と同様に医療保険が適用されます。

  第三者行為による傷病届等を保険者に提出することで、診療を保険適用で受けることができます。この場合、加害者が損害賠償責任を負うことを記載した誓約書は不要です。

- 高額療養費制度、高額療養費の貸付（立替）制度

  医療保険を利用し、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻します。また、当座の医療費の支払にお困りの場合、保険者によっては、高額療養費支給見込額の一定割合を無利子で貸し付ける制度もあります。

- 限度額適用認定証の利用

  高額な医療費がかかる場合、あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証、または、マイナ保険証を医療機関等の窓口に提示・利用することで、一月の支払額が自己負担限度額までになります。

- 傷病手当金

  被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給します。

- 埋葬料・葬祭費等

  被保険者等が亡くなった場合に、埋葬料や葬祭費等を支給します。

- 保険料の免除等

  各健康保険の一部負担金等については、犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有するときに、被保険者や世帯主等の状況を踏まえ、減免や徴収猶予の対象として取り扱う場合があります。

問合せ先：加入している健康保険等の保険者
市町村の担当窓口

● 公的年金（国民年金・厚生年金）

- 遺族年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金）
  被保険者又は被保険者であった方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた遺族がいる場合に支給します。
- 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）
  病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになったとき、一定の保険料納付要件等を満たす場合に支給します。身体的な障がいのほか、精神的な障がいも対象です。
- 特別障害給付金
  国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方に支給します。
- 障害手当金
  障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときに一時金として支給します。
- 国民年金保険料の申請免除等
  本人や配偶者等の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合等には、保険料の免除や納付猶予等の対象となります。

問合せ先：年金事務所
　　市町村の担当窓口

● 公的介護保険

- 介護サービス
  要支援・要介護の認定を受けた方は、自宅での食事・排泄等の介助や掃除・買い物の代行、デイサービスでの入浴やリハビリ、福祉用具・住宅改修に関する支援等を、原則1～3割の自己負担で利用することができます。
- 保険料の免除等
  犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情があるときは、保険料の減免又はその徴収猶予の対象となることがあります。また、介護サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者は、利用者負担額の減免の対象となることがあります。

問合せ先：市町村の担当窓口

福祉関係の制度

● 障がい者福祉

- 特別障がい者手当、障がい児福祉手当
  精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある在宅の方に対して、負担軽減の一助として手当を支給します。
- 自立支援医療制度
  障がいを有する方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の状態を軽減するための医療について、自己負担を1割としつつ、所得に応じて1月当たりの負担上限額を定めています。
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
  身体に障害のある方や精神疾患を有する方等に交付します。手帳の取得により各種サービスの利用や費用の減免等が受けられます。

● 児童福祉

- 児童手当
  18 歳に到達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童を養育している親等に支給します。
- 児童扶養手当
  18 歳に到達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童（障害児の場合は 20 歳未満）を監護、養育しているひとり親等に支給します。
- 特別児童扶養手当
  精神又は身体に障がいを有する 20 歳未満の児童を家庭で監護、養育している方に支給します。
- 一時預かり等
  一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するため支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かります。

問合せ先：市町村の担当窓口

● ひとり親家庭支援

- ひとり親家庭等日常生活支援
  母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、修学や病気等の理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行います。
- ひとり親家庭等医療費助成
  ひとり親家庭の児童や養育している方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額を助成します。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金
  ひとり親やその扶養している児童等の経済的自立や児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金等を貸し付けます。
- 自立支援教育訓練給付金事業
  ひとり親の自立の促進を図るため、地方公共団体が指定した教育訓練給付の指定講座等を受講した場合に受講費用の一部を助成します。
- 高等職業訓練促進給付金等事業
  ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、養成機関において6月以上修業する場合に、養成訓練の受講期間中及び修了後に給付金を支給します。
- ひとり親家庭等就業・自立支援事業
  就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
  個々のひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携して、きめ細やかで継続的な自立・就業支援等を行います

問合せ先：市町村の担当窓口

- 高等職業訓練促進資金貸付制度
  高等職業訓練促進給付金を受給しながら養成機関で資格の取得を目指す方を対象に、入学準備金、就職準備金を貸し付けます。
- 住宅支援資金貸付制度
  就職や転職、正社員登用等を目指す方を対象に、1年分の家賃相当額を貸し付けます。

問合せ先：島根県社会福祉協議会

● 生活困窮者の支援等

- 生活困窮者自立支援制度

  生活にお困りの方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、生活の支援、家賃や転居費用相当額の支給（※）等住まいの支援、家計の立て直しの支援等を行います。

  ※支給には一定の条件があります。

- 生活保護制度

  生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

問合せ先：福祉事務所
市町村の担当窓口

● 生活福祉資金の貸付

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行っています。

問合せ先：お住まいの市町村社会福祉協議会

就学・修学に関する制度

● 児童生徒への修学支援

- 就学援助

  経済的理由によって就学困難と認められる義務教育段階の児童生徒の保護者に対して、就学援助として学校給食費、学用品費等を支給します。

問合せ先：市町村の担当窓口
通学先の学校

- 高等学校等就学支援金

  高校生等の授業料を支援します。

- 高校生等奨学給付金

  世帯所得に応じて授業料以外の教育費の支援を行います。

問合せ先：通学先の学校

● 高等教育段階の修学支援

大学や専門学校等の進学･修学に係る費用について、生計維持者等（例えば父母）の死亡や病気等により家計が急変し、緊急に支援を受ける必要がある場合には、以下の奨学金を利用できる可能性があります。

- 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金と授業料等減免）
- （独）日本学生支援機構 貸与型奨学金（無利子・有利子）

問合せ先：通学先の学校
独立行政法人　日本学生支援機構

● 教育支援資金（生活福祉資金貸付制度）

低所得世帯に属する方が高等学校、大学又は高等専門学校等に就学するのに必要な費用の貸付を行っています。

問合せ先：お住まいの市町村社会福祉協議会

税に関する制度

● 国税・地方税の軽減免除

医療費を支払った方、障がいを負った方、あるいは配偶者と死別した方等には、次のような所得控除が認められ、所得税・個人住民税が軽減できる場合があります。

- 医療費控除
  納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。
- 障害者控除
  納税者ご本人や同一生計の配偶者、扶養親族が障がい者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。
- 寡婦控除・ひとり親控除
  納税者ご本人が寡婦又はひとり親である場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。
- 雑損控除
  納税者ご本人や総所得金額等が一定金額以下の納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財等の資産について、災害又は盗難若しくは横領によって損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

● 申告・納付期限の延長

犯罪被害等のやむを得ない理由により申告・納付等をその期限までにできないと認められたときは、その期限を延長することができます。

● 納税・換価の猶予

納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税や地方税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大1年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。

また、国税や地方税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。

● 納税証明書の手数料免除等

財産につき相当な損失を受けた方が復旧に必要な資金の借入れのため及び生計の維持について困難な状況にある方が法律に定める扶助等を受けるために使用する国税の納税証明書については、手数料の納付をしないで交付を請求することができます。

また、地方税についても、納税証明書の交付等地方税に係る手数料の減免がある場合があります。

問合せ先：税務署（国税）
市町村の担当窓口（地方税）

就労に関する制度

● 労災保険

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等において、労働者やその遺族のために、労災保険の給付等を行います。

問合せ先：労働基準監督署

● 労働問題の相談

労働問題について専門の相談員が電話や面談で相談に対応し、希望等に応じて、個別労働紛争解決制度に関する情報を提供します。

問合せ先：労働局

● 雇用保険・就労支援

- 雇用保険
  労働者が失業した場合に、失業等給付を支給すること等により、生活及び雇用の安定等を図ります。
- 就労支援
  職業相談を通じて、求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援を行います。

問合せ先：公共職業安定所（ハローワーク）

自動車保険に関する制度　※被害原因が交通事故の場合

自動車保険には、強制保険の自賠責保険（自動車損害賠償責任保険、共済を含む。）と任意保険（共済を含む。）があります。

● 自賠責保険

被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険です。

自賠責保険は、被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的としています。

- 限度額と保障内容

  損害に応じて支払われる保険金（共済金）は、最大で傷害 120 万円、後遺障がい 4,000 万円、死亡 3,000 万円です。

- 請求方法・期間

  自賠責保険は、被害者、加害者のいずれも請求できますが、被害者が請求できる期間は、以下のとおりとなります。

請求区分	いつから	いつ（時効完成日）までに
傷害	事故発生日	事故発生日から３年以内
後遺障がい	症状固定日	症状固定日から３年以内
死亡	死亡日	死亡日から３年以内

※症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

- 仮渡金制度・一括払制度

  当面の費用をまかなうお金を早く受け取れるようにする仮渡金制度や任意保険会社が被害者等に対して任意保険と自賠責保険の支払いをまとめて行う一括払制度があります。

● 任意保険制度

自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、人身損害に対しては、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回った分を任意保険の契約限度額まで補償します。

● 政府保障事業

ひき逃げされ、相手が判明しない事故や自賠責保険（共済）に加入していない、いわゆる無保険（共済）車による事故にあわれた被害者に対しては、法定限度額の範囲内で、健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付や、本来の損害賠償責任者の支払いによっても、なお被害者に損害が残る場合に、政府がその損害を塡補する政府保障事業があります。

- 請求方法・期間

  政府保障事業は、保険代理店では受付をしていないため、被害者が直接損害保険会社（共済組合）の窓口へ請求してください。

  被害者がお亡くなりになった場合の請求権者は、法定相続人及び遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子及び父母）になります。

窓口の損害保険会社（共済組合）

あいおいニッセイ同和損害保険（株）	東京海上日動火災保険（株）
共栄火災海上保険（株）	日新火災海上保険（株）
セコム損害保険（株）	三井住友海上火災保険（株）
全国共済農業協同組合連合会	明治安田損害保険（株）
全国自動車共済協同組合連合会	楽天損害保険（株）
全国トラック交通共済協同組合連合会	AIG 損害保険（株）
全国労働者共済生活協同組合連合会	Chubb 損害保険（株）
損害保険ジャパン（株）	SOMPO ダイレクト損害保険（株）
大同火災海上保険（株）	（五十音順）

請求できる期間

請求区分	いつから	いつ（時効完成日）までに
傷害	治療を終えた日	事故発生日から３年以内
後遺障がい	症状固定日	症状固定日から３年以内
死亡	死亡日	死亡日から３年以内

※症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

問合せ先：損害保険会社（共済組合）

その他の制度

● 住民票の写しの交付等の制限

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方については、市区町村に対して申し出て、「支援措置対象者」となることにより、申出の相手方からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票（除票を含む）の写し等の交付及び戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付の制限を行います。

問合せ先：市町村の担当窓口

● 自動車に係る登録事項等証明書及び検査記録事項等証明書の出力制限

犯罪被害者等が所有者等となっている登録自動車については、運輸支局及び自動車検査登録事務所へ、登録事項等証明書の出力制限を請求することができます。

取扱い期間は1年となっており、期間延長の請求も可能です。

また、軽自動車についても、軽自動車検査協会事務所へ、検査記録事項等証明書の出力制限を請求することができます。

問合せ先：運輸支局、自動車検査登録事務所
軽自動車検査協会

● 自動車事故対策機構（ナスバ）による支援

- 療護施設の設置・運営

  自動車事故によって脳に障がいを負われた「重度後遺障害者（遷延性意識障害者）」専門の病院であるナスバ療護センターを国内４か所に、療護センターに準じた治療と看護を行うナスバ委託病床を国内８か所に設置・運営しています。

- 重度脊髄損傷者受入環境整備事業（モデル事業）

  国土交通省とナスバが一体的に実施する試行的な事業として、自動車事故による重度脊髄損傷者に対して入院期間を最大２年間とする治療・看護・リハビリテーション環境を提供しています。

- 介護料支給

  自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄等日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に介護料を支給します。

- 生活資金貸付

  自動車事故による被害者の方であって、生活状況が困窮している方に対して以下の生活資金の貸付を行っています。

  ・交通遺児等貸付

  亡くなった又は重度の後遺障がいが残った方の中学校卒業までの子に対する貸付

  ・不履行判決等貸付

  損害賠償についての債務名義を得ていながらその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められる方に対する貸付

  ・後遺障害保険金（共済金）等一部立替貸付

  後遺障がいが残り、その後、後遺障がいについて自賠責保険金（共済金）の請求をしている被害者の方に対して、自賠責保険金（共済金）の支払いがなされるまでの期間に貸付

  ・保障金一部立替貸付

  ひき逃げや無保険車による自動車事故により、政府の保障事業に保障金を請求している被害者の方に対して、保障金の支払いがなされるまでの期間に貸付

問合せ先：（独）自動車事故対策機構（ナスバ）
ナスバ交通事故被害者ホットライン　0570-000-738

MEMO

作成　島根県警察

この手帳を拾われた方は、お手数ですが島根県警察本部（犯罪被害者支援室）
0852-26-0110 へご連絡をお願いします。

